

令和7年12月1日

件名 冬の県民交通安全運動期間における交通少年団による朝の呼びかけ運動について

冬の県民交通安全運動期間（令和7年12月1日～10日）における交通安全啓発活動の一環として、片岡小学校と上室田小学校の交通少年団による朝の呼びかけ運動を行います。

1 交通少年団について

本市では、児童の交通安全意識の向上を目的として、市内小学校が1年ずつ持ち回りで交通少年団を結成し、児童が主体的に交通ルールを学ぶと共に、交通安全を呼びかけるなどの交通安全啓発活動に参加できる機会を設けています。

本年度は、片岡小学校と上室田小学校の2校が各校ごとに交通少年団を結成しており、以下の日程で朝の登校時間における全校児童への交通安全呼びかけ運動を行います。当人は、交通少年団が登校する児童に対して、交通安全啓発物（ポケットティッシュ）を配布したり、校門近くに停車したパトカーからマイクを使用し交通安全を呼びかけたりします。

2 冬の県民交通安全運動期間における朝の呼びかけ運動の日程について

(1) 片岡小学校　　日 時　12月8日(月) 午前7時30分～8時05分
　　　　　　　　　場 所 片岡小学校 校門付近 (片岡町2丁目12-1)
　　　　　　　　　団員数 16名

(2) 上室田小学校　日 時　12月18日(木) 午前7時50分～8時05分
　　　　　　　　　場 所 上室田小学校 校門付近 (上室田町4210)
　　　　　　　　　団員数 11名

【本件に関する問い合わせ】

市民部地域交通課

電話：直通 027-321-1231

冬の県民 交通安全運動

令和7年
12月1日月～
12月10日水

サブスローガン

年間スローガン

ヘルメット
被つて守る
明るい未来

危ないよ
スマホばっかり
見てる君



交通安全協会 第14回交通安全ポスターコンクール入賞作品
伊勢崎市立殖蓮中学校3年生(受賞時) 田中 柚菜さんの作品

運動重点

- 1 夕暮れ時における早めのライト点灯と反射材の着用促進
- 2 自転車の交通事故防止と飲酒運転の根絶



主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会
(事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室)

運動重点① 夕暮れ時における早めのライト点灯と反射材の着用促進

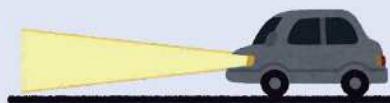
歩行者は

- 反射材を着用しましょう。
- 明るく目立つ色の服装を心がけましょう。
- あらかじめ日常的に使う靴、鞄や杖などに反射材を貼り付けておきましょう。
- 横断歩道のある所では横断歩道を渡りましょう。



運転者は

- 夕方、暗くなる前に早めのライト点灯を心がけましょう。
- 対向車等がないときは、上向きライトを活用しましょう。
- 規制速度を守りましょう。住宅街や学校の近く等では更に速度を抑えて走りましょう。



運動重点② 自転車の交通事故防止と飲酒運転の根絶

自転車は

- 昼間でもライトを点灯して自分を目立たせましょう。
- 自転車の交通ルールを守って、自分を守りましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。
- 交差点では「きっと出てくる」と考えて注意して進みましょう。
- 自転車も車両です
「飲酒運転」ダメ！絶対！！

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自動車は

- 一時停止場所では停止線手前で確実に停止しましょう。
- 交差点では「きっと出てくる」しっかり停止、しっかり確認
- お酒を飲んだら車に乗らない運転者にはお酒を飲ませない皆で飲酒運転をなくしましょう。
- 運転前のアルコールチェックを推進しましょう。

出会い頭事故防止
特別動画配信中



【警察庁】
自転車ルールブック

※令和8年4月1日から自転車にも反則通告制度が適用されます

約19MB



公式Xで
情報発信しています
フォロワー募集中!!



自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正
自転車運転中の新たな罰則

警察庁・都道府県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。